

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和6年7月5日

石巻市長 齋藤正美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 蛇田中学校校舎長寿命化改修その他工事
- (2) 工事場所 石巻市茜平五丁目3番地1
- (3) 工期 石巻市議会で議決された日の翌日から令和7年12月5日まで
- (4) 工事内容
 - 1 校舎長寿命化改修工事
鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積5,407.31㎡
屋上防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修
 - 2 建物新築工事
エレベーター棟改築 鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積280.12㎡
駐輪場 鉄骨造平屋建て 延べ面積24.38㎡
ごみ収集庫 鉄骨造平屋建て 延べ面積3.34㎡
物置1 鉄骨造平屋建て 延べ面積3.46㎡
 - 3 外構工事
駐輪場整備、校庭整地、排水構造物整備、囲障整備等
 - 4 既存建物解体工事
配膳室棟 鉄筋コンクリート造4階建て 延べ面積74.99㎡
駐輪場 鉄骨造平屋建て 延べ面積34.32㎡
コンテナ 鉄骨造平屋建て 延べ面積8.82㎡
ポンプ室 補強コンクリートブロック造平屋建て 延べ面積7.50㎡
- (5) 支払条件 前金払、中間前金払及び部分払 有
- (6) 調査基準価格及び数値的判断基準 設定有
- (7) 入札方法 石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第1号に規定する入札前資格審査型により、価格以外の要素を評価の対象に加え、価格その他の条件が本市にとって最も優れたものをもって入札に参加した者を落札者として決定する特別簡易型の総合評価一般競争入札
※ 「非参集型入札」対象工事とする（ホームページの「非参集型入札の手続きについて（お知らせ）」を参照のこと。）。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）に登録され、入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たした特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(1) 共同企業体の構成に関する事項

- ① 構成員の数は、2者であること。
- ② 各構成員の出資割合は、30%以上であること。
- ③ 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、かつ、施工能力（経営事項審査における「建築一式工事」の総合評定値をいう。）及び出資割合が最大のものであること。
- ④ 結成は、原則として自主結成であること。
- ⑤ 構成員の組合せは、下記(2)①及び②の資格を満たす1者と下記(2)①及び③の資格を満たす1者による組合せであること。

(2) 共同企業体の資格に関する事項

① 共同企業体における全ての構成員

- ア 後記3の特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の審査後に、入札参加資格を有するとして特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知（以下「審査結果通知」という。）を受けていること。
- イ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けていないこと。
- ウ 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- エ 同一の入札には、共同企業体の構成員である場合を含め、重複して参加することはできない。
- オ 経常建設共同企業体、事業協同組合及び復旧・復興建設工事共同企業体は、共同企業体の構成員となることはできない。
- カ 本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- なお、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていないものとみなす。
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- なお、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていないものとみなす。
- ケ 同一の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、当該技術者を本工事現場に配置不能とならないこと。
- コ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当しないこと。

サ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがないこと。

② 共同企業体における代表者

- ア 建設工事の承認簿に石巻市内の本店、支店又は営業所等で登録されている者
- イ 石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準(平成17年石巻市告示第179号)第3条及び第4条に基づく格付工種(以下「格付工種」という。)が「建築一式工事」であり、等級「A」に属している者
- ウ 「建築工事業」について、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けている者
- エ 建設業法の規定に基づき、次のいずれにも該当する監理技術者を本工事現場に専任で配置できる者
 - (ア) 入札の参加申請のあった日の前日から起算して3か月以上前から引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者
 - (イ) 本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に監理技術者として配置されていない者
 - (ウ) 入札の参加申請があった日の前日までに「建築工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

③ 共同企業体における代表者以外の構成員

- ア 建設工事の承認簿に石巻市内の本店、支店又は営業所等で登録されている者
- イ 格付工種が「建築一式工事」であり、等級が「A」に属している者
- ウ 建設業法の規定に基づき、次のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者を本工事現場に配置できること。
 - (ア) 入札の参加申請のあった日の前日から起算して3か月以上前から引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者
 - (イ) 本工事の契約工期の初日において、建設業法の規定により本工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者
 - (ウ) 監理技術者については、入札の参加申請があった日の前日までに、「建築工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

3 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の提出

入札参加申請者は、共同企業体を自主的に結成し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び以下の添付書類各1部を郵送(「一般書留」又は「簡易書留」に限る。以下同じ。)若しくは管財課窓口にある投函箱へ提出して、資格審査を受けなければならない(後記5(1)及び(2)に示す書類と同一の封筒で郵送することも可とする。)

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1) 共同企業体における代表者

- ① 入札参加申請者の施工実績の内容が確認できる契約書・仕様書等の写し。ただし、本市発注工事の場合は不要とする。
- ② 特定建設業許可通知書又は特定建設業許可証明書の写し

- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し
 - ④ 技術者の配置計画書（様式第3号）
 - ⑤ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号）の写し
 - ⑥ 配置予定の技術者が有する資格を証するもの（合格証明書等）の写し。なお、監理技術者については、監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写し。ただし、監理技術者講習修了証については、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が記載されている場合は提出不要とする。
 - ⑦ 監理技術者の健康保険被保険者証の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通
- (2) 共同企業体における代表者以外の構成員
- ① 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し
 - ③ 技術者の配置計画書（様式第3号）
 - ④ 委任状
 - ⑤ 技術者が有する資格を証するもの（合格証明書等）の写し。なお、監理技術者については、監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写し。ただし、監理技術者講習修了証については、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が記載されている場合は提出不要とする。
 - ⑥ 技術者の健康保険被保険者証の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通

4 総合評価に関する落札者決定基準

特別簡易型総合評価方式に関する本工事の評価項目及び評価基準の設定、評価の方法並びに落札者の決定方法については、別添「総合評価一般競争入札特別簡易型落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）に示すとおりとする。

5 総合評価に必要な提出書類

(1) 総合評価技術資料調書

後記15に示す期限・場所等を厳守し、落札者決定基準で示した「総合評価技術資料調書」（様式—総合特簡1）を、「特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類」提出時に併せて提出すること。

なお、総合評価技術資料調書の内容に虚偽が認められた入札参加者は、失格とする。

(2) 総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料

開札後、落札者を決定するために、落札者決定基準で示した総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料（下記の①～③、以下「調書の記載内容を証する資料」という。）が必要となるので、後記15に示す期限・場所等を厳守し、「総合評価技術資料調書」（様式—総合特簡1）及び「特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類」提出時に併せて提出すること。

- ① 類似工事の施工実績調書（様式第2号—総合評価技術資料調書用）
- ② 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号—総合評価技術資料調書用）
- ③ 災害時地域貢献申告書

- (3) 落札者決定基準で示した総合評価技術資料調書及び調書の記載内容を証する資料（以下「総合評価技術資料調書等」という。）の訂正、差換え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 「総合評価技術資料調書等」は、入札参加者の資格審査及び評価以外には使用しない。ただし、当該総合評価技術資料調書等を提出した者から承諾を得た場合を除く。
- (5) 「総合評価技術資料調書等」の提出にかかる費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）により、共同企業体の代表者に通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

7 入札書の提出

- (1) 本公告に示した入札に参加しようとする者は、後記15に示す期限・場所等を厳守し、前記6の入札参加資格審査結果通知書を受領した後、入札書を工事費内訳書とともに中封筒に封かんした二重封筒で、郵送又は管財課窓口の投函箱に提出すること。
- (2) 本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 工事費内訳書の提出

- (1) 初度の入札の際、入札書に記載されている金額と一致している工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、工事名、商号又は名称を明記し、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。「一式」と表示していない項目を「一式」と記載したものや工事費内訳の算出において、値引き・端数調整しているものは無効とする。
- (3) 工事費内訳書は、返却しない。

9 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、2回を限度とする。
- (2) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

10 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書又は入札参加資格審査書類等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

1 1 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

1 2 落札者の決定

- (1) 落札者については、入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、調査基準価格未満の価格で入札があった場合において、最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も高い総合評価点をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とすることがある。

- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

1 3 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を市役所閲覧室及び市のホームページで公表する（前記 1 2 等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/d0020/d0010/d0030/index.html>

1 4 契約保証金に関する事項

契約規則第 2 5 条及び第 2 6 条の規定による。

15 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
特定建設工事共同企業体 入札参加資格申請書類 及び 総合評価技術資料調書 及び 調書の記載内容を証する 資料の提出期限	令和6年7月26日（金） 午後5時 前記3及び前記5を参照	総務部管財課契約係 ※ 郵便の場合 「一般書留」又は「簡易書留」 ※ 持参の場合 管財課窓口の投函箱へ提出
入札参加資格審査結果 通知日	令和6年7月31日（水） （ファクシミリ又は電子メールにより通知）	
入札書 及び 工事費内訳書の提出期限	令和6年8月6日（火） 午後5時 必着	総務部管財課契約係 ※ 郵便の場合 「一般書留」又は「簡易書留」 ※ 持参の場合 管財課窓口の投函箱へ提出
入札日（開札日）	令和6年8月7日（水） 午前9時から	※ 立ち合いを希望する場合は、 入札日の前日までに連絡の上、 入札日の午前8時50分までに 管財課窓口へ参集すること。
設計図書等の閲覧及び複写	令和6年7月5日（金）から 令和6年8月6日（火）まで ※ホームページ上で閲覧可	市役所4階閲覧室 ※ 閲覧期間中、次のところでも 料で複写することができる。 (株)大河原光学 石巻市門脇字元浦屋敷18番地2 0225-93-7511
設計図書等の貸出		※ 希望者は、事前に管財課へ連絡のこと。 貸出時間 ①午前9時～午前11時30分 ②午後1時～午後2時30分 ③午後3時～午後4時30分 ※ 閲覧のみは予約不要
設計図書等に対する質問の受付	令和6年7月5日（金）から 令和6年7月22日（月）まで メール： isprop@city.ishinomaki.lg.jp Fax:0225-22-4995	総務部管財課契約係 （FAX可） 最終日は正午まで ※ <u>メール本文に、工事名、商号 又は名称、代表者名及び質問者 名を記載し、質問をすることが できる。</u>
回答書の閲覧	令和6年7月23日（火）から 令和6年8月6日（火）まで ※ ホームページ上で閲覧可	市役所4階閲覧室 初日のみ午後1時から午後5時まで

（注）1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市

条例第2号。以下「休日条例」という。)に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。

- 2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。
- 3 入札公告の開始日から設計図書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、閲覧図書等で設計図書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

1.6 配置予定技術者の確認

落札決定後、当初申請した配置予定の技術者について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、落札決定後、この工事の施工に当たって、配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等極めて特別な理由に限るものとし、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記2(2)②エ、③ウに掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

また、配置予定の技術者の雇用関係及び専任期間等については、監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日国不建第457号）に基づき適正に配置すること。

1.7 低入札価格の調査

- (1) 本公告に示した入札は、石巻市低入札価格調査要綱（平成30年石巻市告示第325号）第3条の規定により、契約の内容に適合した履行ができないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する。
- (2) 調査基準価格未満の価格で入札が行われたときは、落札候補者の決定を保留し、石巻市低入札価格調査要綱の規定による低入札価格調査等を行った上で、後日落札候補者を決定する。そのため、最低価格入札者であっても落札候補者とならない場合がある。
- (3) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、低入札価格調査等の際の事情聴取等に協力すること。

1.8 契約条項等

この工事請負契約の締結については、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石巻市条例第51号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

1.9 その他

- (1) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。
https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/03_koujitou_nyusatsu_sankakokoroe.pdf
- (2) 石巻市低入札価格調査要綱（平成30年石巻市告示第325号）を必読すること。
https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/11_teinyusatsu_kakakutyousa_youkou.pdf
- (3) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該

当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

- (4) 実際に生じた本市の損害額が上記(3)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。

また、本規定は上記(3)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。

- (5) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約係に照会のこと。

電話:0225-23-6611、23-6612 FAX:0225-22-4995

メール: isprop@city.ishinomaki.lg.jp

